

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成27年
9月25日
(金曜日)

目次

○規則	山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則(労働政策課)	一
○告示	特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を しななければならない区域の指定(環境政策課)	一
	自然公園法第九条第二項の規定による公園事業の決定(自然保護課)	二
	保安林の指定(森林整備課)	二
	道路の区域の変更(道路整備課)	二
	土砂災害警戒区域の指定の解除(四件)(砂防課)	三
	土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	七
	土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	〇
○公告	地域森林計画の変更の案の縦覧(二件)(森林企画課)	三
	基本測量の実施(監理課)	四
○選管告示	直接請求に必要な有権者の数	四
○労委公告	山口県労働委員会のおつせん員候補者	五

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。



平成二十七年九月二十五日

山口県規則第六十一号

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

山口県立職業能力開発校規則(昭和四十四年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表山口県立西部高等産業技術学校の項中

木造建築科	二〇人
内装リフォーム科	二〇人

に改める。

木造建築科	二〇人
-------	-----

を

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。



山口県告示第三百三十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

平成二十七年九月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

周南市臨海町三の二

二 特定有害物質の種類

水銀及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第四項第九号から第十一号までの規定への該当

土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

山口県告示第三百三十五号

自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）第九条第二項の規定により、西中国山地国定公園に関する公園事業の一部を決定した。
その概要は、次のとおりである。
事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、山口県若国農林事務所及び若国市錦総合支所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

公園名	事業名	位 置	規 模
西中国山地国定公園	寂地峡野営場事業	岩国市錦町宇佐（寂地峡）	防護柵（二〇八メートル） 階段八〇段 テントサイト 一六平方メートル

山口県告示第三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十七年九月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 保安林の所在場所
 - 下関市豊田町大字李路子字天山四八五の五
 - 長門市油谷河原字小掛二九四、七五二、字勝負四五六、字大掛七五七の七、油谷久富字東掛三〇〇の一、三〇〇の二、三〇〇の三、三〇一、三〇二の一
- 二 指定の目的
 - 水源の涵養
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 長門市油谷久富字東掛三〇〇の一・三〇〇の二・三〇一・三〇二の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第三百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成二十七年九月二十五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月二十五日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
路 線 名 宮野上山口停車場線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
山口市宮野上字川尻一八四六の二地 先から 同市宮野上字天神南二五二の一 先まで 及び 山口市宮野上字観音前一八三〇の一 地先から 同市宮野上字天神南二五二の一 先まで 山口市宮野上字観音前一八三〇の一 地先から 同市宮野上字天神南二五二の一 先まで	新	最狭 四一八・六八	五三三・六	起 点 の 変 更 に よ る。
山口市宮野上字川尻一八四六の二地 先から 同市宮野上字天神南二五二の一 先まで 及び 山口市宮野上字観音前一八三〇の一 地先から 同市宮野上字天神南二五二の一 先まで	旧	最狭 四一八・六八	五三三・六	ダブルウェイ
山口市宮野上字川尻一八四六の二地 先から 同市宮野上字天神南二五二の一 先まで 及び 山口市宮野上字観音前一八三〇の一 地先から 同市宮野上字天神南二五二の一 先まで	旧	最狭 六一五・五	九一四・〇	

山口県告示第三百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成十九年山口県告示第六百五十三号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年九月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

- 美和町阿賀(一)、美和町阿賀(二)、美和町阿賀(三)、美和町阿賀(四)、美和町阿賀(五)、美和町阿賀(六)、美和町阿賀(七)、美和町阿賀(八)、美和町阿賀(九)、美和町阿賀(十)、美和町阿賀(十一)、美和町阿賀(十二)、美和町阿賀(十三)、美和町阿賀(十四)、美和町阿賀(十五)、美和町阿賀(十六)、美和町阿賀(十七)、美和町阿賀(十八)、美和町阿賀(十九)、美和町阿賀(二十)、美和町阿賀(二十一)、美和町阿賀(二十二)、美和町阿賀(二十三)、美和町阿賀(二十四)、美和町阿賀(二十五)、美和町阿賀(二十六)、美和町阿賀(二十七)、美和町阿賀(二十八)、美和町阿賀(二十九)、美和町阿賀(三十)、美和町阿賀(三十一)、美和町阿賀(三十二)、美和町阿賀(三十三)、美和町阿賀(三十四)、美和町阿賀(三十五)、美和町阿賀(三十六)、美和町阿賀(三十七)、美和町阿賀(三十八)、美和町阿賀(三十九)、美和町阿賀(四十)、美和町阿賀(四十一)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除に係る区域の名称

- 美和町阿賀(一)、美和町阿賀(二)、美和町阿賀(三)、美和町阿賀(四)、美和町阿賀(五)、美和町阿賀(六)、美和町阿賀(七)、美和町阿賀(八)、美和町阿賀(九)、美和町阿賀(十)、美和町阿賀(十一)、美和町阿賀(十二)、美和町阿賀(十三)、美和町阿賀(十四)、美和町阿賀(十五)、美和町阿賀(十六)、美和町阿賀(十七)、美和町阿賀(十八)、美和町阿賀(十九)、美和町阿賀(二十)、美和町阿賀(二十一)、美和町阿賀(二十二)、美和町阿賀(二十三)、美和町阿賀(二十四)、美和町阿賀(二十五)、美和町阿賀(二十六)、美和町阿賀(二十七)、美和町阿賀(二十八)、美和町阿賀(二十九)、美和町阿賀(三十)、美和町阿賀(三十一)、美和町阿賀(三十二)、美和町阿賀(三十三)、美和町阿賀(三十四)、美和町阿賀(三十五)、美和町阿賀(三十六)、美和町阿賀(三十七)、美和町阿賀(三十八)、美和町阿賀(三十九)、美和町阿賀(四十)、美和町阿賀(四十一)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり
三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十年山口県告示第五百六十八号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年九月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

- 美和町秋掛(一)、美和町秋掛(二)、美和町秋掛(三)、美和町秋掛(四)、美和町秋掛(五)、美和町秋掛(六)、美和町秋掛(七)、美和町秋掛(八)、美和町秋掛(九)、美和町秋掛(十)、美和町秋掛(十一)、美和町秋掛(十二)、美和町秋掛(十三)、美和町秋掛(十四)、美和町秋掛(十五)、美和町秋掛(十六)、美和町秋掛(十七)、美和町秋掛(十八)、美和町秋掛(十九)、美和町秋掛(二十)、美和町秋掛(二十一)、美和町秋掛(二十二)、美和町秋掛(二十三)、美和町秋掛(二十四)、美和町秋掛(二十五)、美和町秋掛(二十六)、美和町秋掛(二十七)、美和町秋掛(二十八)、美和町秋掛(二十九)、美和町秋掛(三十)、美和町秋掛(三十一)、美和町秋掛(三十二)、美和町秋掛(三十三)

- 美川町南桑(一)1、美川町南桑(一)2、美川町南桑(一)3、美川町南桑(一)4、美川町南桑(一)5、美川町南桑(一)6、美川町南桑(一)7、美川町南桑(一)8、美川町南桑(一)9、美川町南桑(一)10、美川町南桑(一)11、美川町南桑(一)12、美川町南桑(一)13、美川町南桑(一)14、美川町南桑(一)15、美川町南桑(一)16、美川町南桑(一)17、美川町南桑(一)18、美川町南桑(一)19、美川町南桑(一)20、美川町南桑(一)21、美川町南桑(一)22、美川町南桑(一)23、美川町南桑(一)24、美川町南桑(一)25、美川町南桑(一)26、美川町南桑(一)27、美川町南桑(一)28、美川町南桑(一)29、美川町南桑(一)30、美川町南桑(一)31、美川町南桑(一)32、美川町南桑(一)33、美川町南桑(一)34、美川町南桑(一)35、美川町根笠(一)1、美川町根笠(一)2、美川町根笠(一)3、美川町根笠(一)4、美川町根笠(一)5、美川町根笠(一)6、美川町根笠(一)7、美川町根笠(一)8、美川町根笠(一)9、美川町根笠(一)10、美川町根笠(一)11、美川町根笠(一)12、美川町根笠(一)13、美川町根笠(一)14、美川町根笠(一)15、美和町日宛(一)1、美和町日宛(一)2、美和町日宛(一)3、美和町日宛(一)4、美和町日宛(一)5、美和町日宛(一)6、美和町日宛(一)7、美和町日宛(一)8、美和町日宛(一)9、美和町日宛(一)10、美和町日宛(一)11

二 解除に係る区域の範囲

- 次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

一 解除に係る区域の名称

- 玖珂町(一)1、玖珂町(一)2、玖珂町(一)3、玖珂町(一)4、玖珂町(一)5、玖珂町(一)6、玖珂町(一)7、玖珂町(一)8、玖珂町(一)9、玖珂町(一)10、玖珂町(一)11、玖珂町(一)12、玖珂町(一)13、玖珂町(一)14、玖珂町(一)15、玖珂町(一)16、玖珂町(一)17、玖珂町(一)18、玖珂町(一)19、玖珂町(一)20、玖珂町(一)21、玖珂町(一)22、玖珂町(一)23、玖珂町(一)24、玖珂町(一)25、玖珂町(一)26、玖珂町(一)27、玖珂町(一)28、玖珂町(一)29、玖珂町(一)30、玖珂町(一)31、玖珂町(一)32、玖珂町(一)33、玖珂町(一)34、玖珂町(一)35、玖珂町(一)36、玖珂町(一)37、玖珂町(一)38、玖珂町(一)39、玖珂町(一)40、玖珂町(一)41、玖珂町(一)42、玖珂町(一)43、玖珂町(一)44、玖珂町(一)45、玖珂町(一)46、玖珂町(一)47、玖珂町(一)48、玖珂町(一)49、玖珂町(一)50、玖珂町(一)51、玖珂町(一)52、玖珂町(一)53、玖珂町(一)54、玖珂町(一)55、玖珂町(一)56、玖珂町(一)57、玖珂町(一)58、玖珂町(一)59、美川町小川(一)1、美川町小川(一)2、美川町小川(一)3、美川町小川(一)4、美川町小川(一)5、美川町小川(一)6、美川町小川(一)7、美川町小川(一)8、美川町小川(一)9、美川町小川(一)10、美川町小川(一)11、美川町四馬神(一)1、美川町

- 四馬神(二)2、美川町四馬神(二)3、美川町四馬神(二)4、美川町四馬神(二)5、美川町四馬神(二)6、美川町四馬神(二)7、美川町四馬神(二)8、美川町四馬神(二)9、美川町四馬神(二)10、美川町四馬神(二)11、美川町四馬神(二)12、美川町四馬神(二)13、美川町四馬神(二)14、美川町四馬神(二)15、美川町四馬神(二)16、美川町四馬神(二)17、美川町四馬神(二)18、美川町四馬神(二)19、美川町四馬神(二)20、美川町四馬神(二)21、美川町四馬神(二)22、美川町四馬神(二)23、美川町添谷(二)1、美川町添谷(二)2、美川町添谷(二)3、美川町添谷(二)4、美川町添谷(二)5、美川町添谷(二)6、美川町添谷(二)7、美川町添谷(二)8、美川町添谷(二)9、美川町添谷(二)10、美川町添谷(二)11、美川町添谷(二)12、美川町添谷(二)13、美川町添谷(二)14、美川町添谷(二)15、美川町添谷(二)16、美川町添谷(二)17、美川町添谷(二)18、美川町添谷(二)19、美川町添谷(二)20、美川町添谷(二)21、美川町添谷(二)22、美川町添谷(二)23、美川町添谷(二)24、美川町添谷(二)25、美川町添谷(二)26、美川町添谷(二)27、美川町添谷(二)28、美川町添谷(二)29、美川町添谷(二)30、美川町添谷(二)31、美川町添谷(二)32、美川町添谷(二)33、美川町添谷(二)34、美川町添谷(二)35、美川町添谷(二)36、美川町添谷(二)37、美川町添谷(二)38、美川町添谷(二)39、美川町添谷(二)40、美川町添谷(二)41、美川町添谷(二)42、美川町添谷(二)43、美川町添谷(二)44、美川町添谷(二)45、美川町添谷(二)46、美川町添谷(二)47、美川町添谷(二)48、美川町添谷(二)49、美川町添谷(二)50、美川町添谷(二)51、美川町添谷(二)52、美川町添谷(二)53、美川町添谷(二)54、美川町添谷(二)55、美川町添谷(二)56、美川町添谷(二)57、美川町添谷(二)58、美川町添谷(二)59、美川町添谷(二)60、美川町添谷(二)61、美川町添谷(二)62、美川町添谷(二)63、美川町添谷(二)64、美川町添谷(二)65、美川町添谷(二)66、美川町添谷(二)67、美川町添谷(二)68、美川町添谷(二)69、美川町添谷(二)70、美川町添谷(二)71、美川町添谷(二)72、美川町添谷(二)73、美川町添谷(二)74、美川町添谷(二)75、美川町添谷(二)76、美川町添谷(二)77、美川町添谷(二)78、美川町添谷(二)79、美川町添谷(二)80、美川町添谷(二)81、美川町添谷(二)82、美川町添谷(二)83、美川町添谷(二)84、美川町添谷(二)85、美川町添谷(二)86、美川町添谷(二)87、美川町添谷(二)88、美川町添谷(二)89、美川町添谷(二)90、美川町添谷(二)91、美川町添谷(二)92、美川町添谷(二)93、美川町添谷(二)94、美川町添谷(二)95、美川町添谷(二)96、美川町添谷(二)97、美川町添谷(二)98、美川町添谷(二)99、美川町添谷(二)100

二 解除に係る区域の範囲

- 次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市都市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百四十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十三年山口県告示第三百三十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

平成二十七年九月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧の場所

山口県農林水産部森林企画課、山口県岩国農林事務所、山口県柳井農林事務所及び山口県周南農林事務所

二 縦覧の期間

平成二十七年九月二十五日から同年十月二十三日まで

(二八〇) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十七年九月二十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

基本測量(基準点現況調査)

二 作業の地域

下関市、宇部市、山口市、岩国市、長門市、美祢市及び周南市

三 作業の期間

平成二十七年十月一日から平成二十八年二月二十八日まで



山口県選挙管理委員会告示第七十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に

八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

平成二十七年九月二十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二二、四五七
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四六、六〇六
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二四六、六〇六
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	上関町・田布施区 一四八 周防大野市選挙区 一七〇 山陽小野田市選挙区 一七〇 周南市選挙区 一七〇 美祢市選挙区 一七〇 柳井市選挙区 一七〇 長門市選挙区 一七〇 岩国市・和木町選挙区 一七〇 下松市選挙区 一七〇 防府市選挙区 一七〇 萩市・阿武町選挙区 一七〇 山口市選挙区 一七〇 宇部市選挙区 一七〇 下関市選挙区 一七〇
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	二四六、六〇六
副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二四六、六〇六
県の教育委員会の教育長及び委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	二四六、六〇六



公 告

山口県労働委員会のおつせん員候補者

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づく平成二十七年九月十日現在の山口県労働委員会のおつせん員候補者は、次のとおりです。

平成二十七年九月二十五日

山口県労働委員会会長 山元 浩

氏 名 略 歴

- 山元 浩 山口県労働委員会公益委員
弁護士
- 有田 謙司 山口県労働委員会公益委員
西南学院大学法学部教授
- 近本佐知子 山口県労働委員会公益委員
弁護士
- 中村友次郎 山口県労働委員会公益委員
弁護士
- 平中 貫一 山口県労働委員会公益委員
山口大学経済学部教授
- 網戸 茂 山口県労働委員会労働者委員
マツダ労働組合副執行委員長
- 岡本 博之 山口県労働委員会労働者委員
全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長
- 鶴岡 純枝 山口県労働委員会労働者委員
日本労働組合総連合会山口県連合会常任執行委員
- 中繁 尊範 山口県労働委員会労働者委員
日本労働組合総連合会山口県連合会会長
- 山近 和浩 山口県労働委員会労働者委員
日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長
- 田中 一郎 山口県労働委員会使用者委員
山口県経営者協会専務理事
- 羽嶋 等 山口県労働委員会使用者委員
山口県労働委員会協同組合理事長
- 松浦 秀子 山口県労働委員会使用者委員
日新運輸工業株式会社代表取締役社長
- 六角 朋生 山口県労働委員会使用者委員
宇部物流サービズ株式会社代表取締役社長

- 安本 公二 山口県労働委員会使用者委員
株式会社トクヤマ顧問
- 大田 明登 前山口県労働委員会公益委員
- 北本 時枝 前山口県労働委員会公益委員
- 杉本 郁夫 前山口県労働委員会労働者委員
- 藤岡 啓介 前山口県労働委員会使用者委員
- 正木 宏明 前山口県労働委員会使用者委員
- 藤井 勝 山口県労働委員会事務局長
- 佐藤 和代 山口県労働委員会事務局次長

平成二十七年九月二十五日
発行

発行
行人所

山口県知事
山口市